

第6章 推進体制

- (1) 本計画の推進にあたっては、「八代市総合計画後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」及び教育に関する個別計画と連携し、整合性を図りながら推進します。
- (2) 本計画に掲げた施策や事業をより効率的で効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ることが重要です。施策・事業の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づき、毎年実施している「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の施策展開に着実に反映させながら、より効率的で効果的な教育行政の推進に努めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

